

岩手県労働委員会委員（弁護士、労働団体役員、経営者等）による

# 出前無料労働相談会

ご存知ですか？労働委員会 ～雇用のトラブル まず相談～

- **労働委員会**は、労働者と使用者間のトラブルの解決を支援する、専門的で中立公正な**県の行政機関**です。相談の**秘密は厳守**します。
- 労働委員会の**委員**は、労働問題に詳しく、豊富な知識と経験があります。当日は、**公益委員**(弁護士、学識経験者など)、**労働者委員**(労働団体の役員など)、**使用者委員**(会社経営者など)から各1名ずつ参加し、三者で相談に応じます。

労働者・  
使用者  
いずれも  
どうぞ！



10月は「個別労働関係紛争処理制度」周知月間です！

「個別労働関係紛争処理制度」とは…

労働者と使用者の間のトラブルについて、労働委員会の委員が「あっせん員」となって、問題解決のお手伝いをする制度です。

10月は労使トラブルの未然防止・解決を図るため、県内各地で相談会を実施します。この機会に、是非ご活用ください。

わんこきょうだい



令和3年10月 相談会

日時		開催地・会場		予約など
10月3日(日)	10:00～15:00	盛岡市	アイーナ	・予約優先 受付は14時まで
10月16日(土)	13:00～16:00	遠野市	あすもあ遠野	・予約優先 受付は15時まで
10月16日(土)	13:00～16:00	宮古市	宮古地区合同庁舎	
10月24日(日)	13:00～16:00	一関市	一関地区合同庁舎	
10月24日(日)	13:00～16:00	久慈市	久慈地区合同庁舎	

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等に伴い、中止や延期、会場を変更する場合があります。ご来場の際は、事前に当委員会ホームページ又はお電話で確認をお願いします。

お問合せ先・予約

岩手県労働委員会事務局

盛岡市中央通1-7-25  
朝日生命盛岡中央通ビル



当委員会ホームページ↑

労働相談なんでもダイヤル



0120-610-797

(平日 8:30～17:15)

事務局では、相談会の開催日以外にも職員が相談をお受けしております。お気軽に御相談ください。

# ■労働委員会の特色と主な役割■

公労使の三者構成  
中立・公正

手続  
簡易・迅速

行政機関  
無料・秘密厳守

## 1 労働相談への対応

### ■ 主な相談事例

(労働者から)  
突然の解雇、雇止め、配転命令、  
給与カット、サービス残業、賃金未払い、  
嫌がらせ、パワハラ、セクハラ など

(使用者から)  
退職する社員から金銭を要求された、  
労働条件の話合いが進まない、  
突然、労働組合から団体交渉を申し込まれた など

## 2 労使トラブルの解決(あっせん)

### ■ 「あっせん」とは？

#### ○ 労使トラブル解決のお手伝い

労働委員会の委員が、**あっせん員**となって労使双方の主張をお伺いします。

その上で、専門的な助言を行う等、**双方の歩み寄りを図り、問題解決をお手伝いする制度**です。

労働条件等をめぐり労使トラブルが生じた際、当事者だけの話し合いでは解決が困難な場合などに御利用ください。

**もちろん、使用者の方も利用できます。**

※公務員の方は一部を除き御利用できません。  
(詳しくはお問合せ下さい。)

#### ○ あっせん制度を利用するには

**労働委員会へ申請書の提出**が必要です。

申請書の記載、あっせん制度の利用については、お気軽に労働委員会事務局に御相談ください。

#### 【申請書について】

労働委員会事務局にあります。県のホームページからダウンロードもできます。

岩手県労働委員会HPのURLはこちら ⇒



### ■ 【参考】 あっせん手続の流れ

あっせん申請

労働者、使用者  
どちらからも申請できます。

事前聞き取り

双方に聞き取り調査を行います。  
相手方にあっせんへの参加を働きかけます。

あっせん

あっせん員が双方の主張を聞き、  
専門的な助言、あっせん案提示  
等を行い、問題解決を目指します。

※ 現地でのあっせんも可能です。

解決

あっせん手続中、自主的な歩み寄りでの  
問題解決が図られる例もあります。

打切り

どうしても双方の歩み寄りが困難な場合、相手方があっせんに応じない場合

わんこきょうだい



### 【お問合せ】

〒020-8570 盛岡市中央通1-7-25

岩手県労働委員会事務局 調整担当

電話019-629-6276、6277(直通)